

## 編集委員会から

### 著作権の帰属

デジタル化は、学術雑誌のありかたを大幅に変えてきていることは、「編集委員会から」でもさまざまな観点から指摘しました。

著作権についても、時代とともに考え方は大きく変化しています。

1990年代前半にも、大騒ぎになったときがあります。このときは、インターネットではなく、コピー機が高速で安価になったことが理由です。

わたしたちの世代で、最初にコピー機が登場したときは、とても高価なので、むやみやたらにコピーはできませんでした。したがって100枚のコピーをするよりは、200頁の本を購入したほうがはるかに安かったのです。また、コピーの速度も遅かったので、大量の文書のコピーには時間がかかりました。高速安価になれば、コピーのほうが得になってしまいます。



そこで、著作権をどのようにして保護するかという議論がはじまり、学協会著作権協議会（現、学術著作権協会）や日本複写権センターが設立されました。日本食品工学会をはじめ、多くの学会が、著作権の帰属を学協会にしているのは、著者と利用者間の著作権の処理の煩雑さを回避するためです。

一方で、大学においては著作権者の許諾を得なくても“図書館等は、著作権者の許諾なく「図書館資料」（図書館等の図書、記録その他の資料）を用いて著作物を複製することができ、公表された著作物の一部分に限り、図書館等の利用者の求めに応じて著作物の複製物を提供することができる（著作権法第31条第1号）”によりコピーをすることができます。

これを利用した図書館間相互貸借（ILL, : Inter-Library Loan）システムにより、他大学の学術雑誌のコピーを入手できます。ただし、電磁的送付は認められていないので、コピーしたものの郵送になります。ほとんどの大学の図書館はすべての電子ジャーナルを購読する予算がなくなってきており、ILLは重要なのですが、オンラインに慣れた利用者には、不評のようです。

最近“学術論文に著作権はない”という議論もあるようですが、これについてはまたの機会に。

（山口大学 山本修一）